

令和 7 年度 相談支援事業所事業計画

1 運営方針

障害の種別を問わず、障害児者自らが望む場所で社会の一員として日常生活、または社会生活を営むことができるよう、解決すべき課題等を把握したうえで必要な福祉サービスの利用の支援を行う。利用者の意思及び人格を尊重し、利用者や家族に寄り添い支援を行う。基幹相談支援センター、地域生活支援拠点事業所、その他関係機関と連携し、チームアプローチの支援を行う。

2 事業内容

(1) 特定相談支援事業

ア 計画相談支援

(ア) サービス利用支援：障害福祉サービス利用者に対して、サービス等利用計画の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整を行う。

(イ) 継続サービス利用支援：定期的にサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行う。

イ 基本相談支援

全ての障害児者及びその保護者又は介護者などから社会生活を営む上での相談に応じる。

(2) 障害児相談支援事業

ア 障害児相談支援

(ア) 障害児支援利用援助：障害児通所支援利用者に対して、障害児支援利用計画の作成を行い、サービス事業所等との連絡調整を行う。

(イ) 継続障害児支援利用援助：定期的に障害児のサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行う。

(3) 地域生活支援拠点の機能を担う事業

(ア) 常時連絡体制を確保し、緊急の事態に相談を受け、地域生活支援拠点コーディネーターや各関係機関と連携し必要な支援を行う。

(4) 指定一般相談支援事業〔新規事業〕

ア 地域移行支援

(ア) 地域移行支援計画を作成するとともに、おおむね週 1 回以上（月 2 回以上）、利用者との対面による支援（精神科病院や体験宿泊場所への訪問や地域生活への移行のための外出時の同行）を行う。

イ 地域定着支援

(イ) 地域定着支援台帳の作成を行うとともに、常時の連絡体制の確保等、緊急の事態における支援等を行う。

3 専門的な人材の確保及び養成

- (1) 医療ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化する障害者に対して専門的な対応が出来るよう体制の確保に努める。
- (2) 関係機関各所で行われる研修会へ参加し自己研鑽に努める。
- (3) 基幹相談支援センター主催の学習会に参加しスキルアップを図る。

4 地域の体制作り

基幹相談支援センターや特定相談支援事業所と連携し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行う。